



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

中小企業における時間外労働の割増賃金率の引上げに関する改正法の概要及び議決権行使助言会社のグラスルイスが公表した助言方針の変更点についてご紹介致します。

## ◆時間外労働の割増賃金率の引上げ

いわゆる「働き方改革関連法」により、労働基準法が一部改正され、**本年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。**

### 1. 大企業と中小企業の区別

大企業か中小企業かで規律が異なる、「大企業」とは、「中小企業」以外の企業を言い、中小企業は、次のいずれかに該当する企業を指します。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

### 2. 割増賃金率に関する現行の規定

#### (1) 大企業

- ・1か月の時間外労働（1日8時間・1週40時間を超える労働時間）が60時間以内の場合・・・25%
- ・60時間を超える場合・・・50%

#### (2) 中小企業

一律25%

### 3. 改正法の内容

改正法は、上記のうち、中小企業に対する規律について、時間外労働が60時間を超える場合の割増賃金率を50%に改めました。

### 4. 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（午後10時～午前5時）に行わせる場合、当該労働分については、**深夜割増賃金（25%）に加え、時間外労働割増賃金（50%）の合計75%に相当する割増賃金を支払う必要があります。**

### 5. 休日労働との関係

深夜労働の場合と同じく、時間外労働割増賃金を加算して支払う必要があります。

但し、法定休日に行った労働については、月60時間の時間外労働時間の算定には含めません（法定休日の割増賃金率は35%）。

### 6. 代替休暇

企業は、月60時間を超える時間外労働に従事した従業員に対し、**引上分の割増賃金を支払う代わりに、有給休暇（代替休暇）を付与することができます。**

### 7. 取るべき対応

以上の通り、中小企業はこれまでと異なる法規制に服することになりますので、就業規則を変更してこれを社員に周知する、割増賃金の計算方法を見直す、代替休暇の付与のフローを整える等の対応を取る必要があります。

### ◇議決権行使助言会社の動向

議決権行使助言業者大手のグラスルイスは、本年度の議決権行使助言方針を変更した旨を公表しました（2022.12.20）。もう一社の助言業者であるISSも同様の変更となるのではないかと考えられます。

#### 1. 気候変動に関する情報開示

**気候変動への対応に関し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の勧告に沿って開示を行っていない場合、または著しく不十分な開示である場合、取締役選任議案への反対を推奨することとされました。**

#### 2. ジェンダーダイバシティ

これまでも多様な性別の役員がいない場合には会長または指名委員長に反対投票を推進していたところ、令和5年2月以降、**プライム市場上場会社については少なくとも10%以上に性別の多様性がない場合には反対投票推奨の対象とされることとなりました。**

#### 3. 政策保有株式

**政策保有株式が連結純資産の10%以上である場合、経営トップの取締役選任議案について反対投票を推奨することになっています。但し、政策保有株式の縮減について明確な期限等を明示している場合等については、政策保有株式の割合のみで反対投票を推奨することは差し控える旨の指針も示しています。**

弁護士友成、弁護士門屋

#### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### ◆「経営者保証改革プログラム」

経済産業省、金融庁、財務省は、**経営者の個人保証（経営者保証）に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を取り纏めた「経営者保証改革プログラム」**を昨年末に策定し、今後、次のような施策が行われます。

- ①スタートアップ創出促進保証の創設（本年3月中に開始）
- ②民間金融機関による融資の際の保証徴求手続の厳格化
- ③信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備
- ④中小企業のガバナンス体制の整備

詳細は、経産省、金融庁、財務省のHPをご覧ください。